

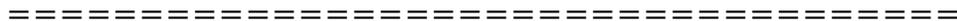


東証メールマガジン

CLUB CABU News No.2619

2010.11.24

<http://www.tse.or.jp/>



## 【本日の目次】

### 1.市場トピックス

- ◆新規上場のお知らせ
- ◆制度信用銘柄の選定についてのお知らせ
- ◆制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定取消しについてのお知らせ
- ◆上場廃止等の決定についてのお知らせ
- ◆貸借取引の貸株利用等に関する注意喚起のお知らせ
- ◆日々公表銘柄の指定についてのお知らせ

### 2.市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

### 3.スタンダード&プアーズ通信

### 4.その他

- ◆東証ホームページの更新情報
  - パブリック・コメント(11月24日公表分)
  - 外株ウィークリー(11月24日号)
  - 信用取引現在高(一般信用取引・制度信用取引別:11月19日申込現在分)
  - 銘柄別信用取引週末残高(11月19日申込現在分)

### 5.証券取引等監視委員会からの寄稿



※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5.を抜粋しております。



### 5.証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No23

「金融商品取引法第192条申し立てについて」

証券取引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

前回は、証券検査について、特に10月19日に公表した「ファンド販売業者に対する検査結果について」が公表されたこと、及び関連する建議について、ご紹介させていただき、旨述べさせていただいた。

しかし、11月17日に、当委員会は、公益及び投資者保護の観点から、金融商品取引法第192条に基づき、(株)大経及び当社社長等役員が同法第29条の登

録を受けることなく金融商品取引業(未公開株式等の勧誘)を行っている当該違法行為について、東京地裁に対し、当該法人・役員に対する禁止命令の申し立てを行ったところであり、タイムリーかつ重要な案件であるとともに、これも証券検査に基づく事務のひとつであるので、本件申し立てについて、今回は、ご紹介したい。

今回、本件について、特にご紹介することとしたのは、主に二つの理由による。

一つは、未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案が多発しているため、これに対する取り締まりの強化が、「消費者基本計画」に定められるなど、政府全体の取り組みとなっているなか、現実には、無登録業者による未公開株の勧誘という違法行為を禁止させる命令を申し立てた、という、現在求められている政策課題に対応した措置を当委員会がとったということである。これまでも、そうした未公開株の取引等を利用した詐欺的商法を抑止するため、金融庁・消費者庁・警察庁共同で「その『もうけ話』、大丈夫ですか?」リーフレットを作成配布するとともに、金融庁では無登録業者名の公表の実施等を行ってきたところである。こうした予防的施策にとどまらず、また、警察による詐欺等の検挙以外の方法で、違法行為の抑止に踏み出したものとして、是非その意義を御理解いただきたい。

第二に、本件申し立ての根拠となった金融商品取引法第192条の初適用ということである。当該条項は、昭和23年の証券取引法制定時から存在し、「裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申し立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を求めることができる」と定めており、この申し立て権限が当委員会に委任されている。しかし、その申し立てに違反した場合について、違反行為を行った者に対しては、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこれの併科が定められているが、法人が申し立てに違反した場合の刑罰、いわゆる両罰規定が定められておらず、こうした違法行為が、通常、法人形態で行われている中、実効性を欠く状態となっていた。このため、本年5月12日に成立した金融商取引法等の一部を改正する法律により、両罰規定(法人に対して3億円以下の罰金刑)が盛り込まれることとなった。こうした改正をうけて、当委員会において、短期間のうちに執行体制を整備しての、初適用となった訳である。

さて、今回の申し立ての相手方である、(株)大経は、東京都中央区に所在し、代表取締役社長は小林正義である(ちなみに、禁止命令の相手方は、この大経と社長並びに取締役大澤彰)。平成15年7月に設立されている。この大経については、投資者から多数の苦情があったことから、本年3月に、関東財務局が無登録営業に対する警告書を発出している。これに対し、同社は、無登録営業を中止する旨回答したところである。しかしながら、その後も、当社が未公開株式の勧誘を行っているとの情報が寄せられたため、当委員会が調査を実施した。この権限は、金融商品取引法

第187条に定められており、証券検査の一環として、対応している。  
その結果、当社は、(株)生物化学研究所(山梨県中央市:健康食品の研究開発・販売)の株式等の勧誘を、平成22年2月ころから6月ころまでの間、約100名の投資者に対して行い、投資者が(株)生物化学研究所の株式等を1億円弱で取得していたほか、11月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する勧誘も行っていったことが判明したものである。さらに、当社は、上記株式等のほかにも、平成15年7月の設立以来、(株)ピーシーエス、(株)ディー・ジー・コミュニケーションズ及び(株)イー・マーケティングの株式につき、投資家に対する勧誘を繰り返し行っていったものである。  
このような当社の行為は、金融商品取引法第29条に違反するもの(無登録営業)であり、当社並びにその役員である小林正義及び大澤彰は、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高いものと認め、違反行為の禁止等を東京地裁に命ずるよう、17日に申し立てたものである。

今後、東京地裁において、審問が行われ、命令の可否が決されることとなるが、当委員会としては、同地裁において、適切な判断がなされることを期待しているものである。

いずれにしても、今回の調査は、先に述べたように、政府としての施策の必要性が高い中、制度整備が行われた後、全力をもって早期に態勢整備にあたり、申し立てに至ったものであり、今後も、こうした無登録営業が認められる場合には、引き続き、金融庁等の監督当局、捜査当局等とも連携し、必要に応じ、今回のような調査・申し立てを使用するなどにより、厳正に対処していきたい。

今回は、無登録営業に対する禁止命令申し立てという初の事例をご紹介したが、次回は、前回に予告させていただいたように、より広範に、ファンド業者への集中検査と建議をご紹介し、近時の証券取引をめぐる喫緊の課題への証券検査事務の対応振りを御説明していくこととしたい。

\*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■ 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>